

共通09別紙説明方針

- 共通09別紙について、以下のことを説明する。
 - ✓ 系統設備単位で仕様表対象となる機器、配管等の対象範囲として設計図書の色塗りにより抽出した結果
 - ✓ 各条00資料の別紙2で機能要求②とした事項のうち、当該系統設備が関係する基本設計方針と抽出した機器等を紐づけした結果
 - ✓ 共通09別紙の説明を行う初回のヒアリングにおいて、資料の構成、上述の作業の実施方法を説明する。
 - ✓ 特に、仕様表対象となる機器、配管等の対象範囲の色塗りにおいて対象外とした箇所について、その理由を説明する。
 - ✓ また、色塗り等の結果を説明する前提となる当該系統設備の概要を説明したうえで、上述の説明を行う。
- 説明対象は2頁以降に示した設備を代表として説明する。

共通09別紙・別紙1,2ヒアリングスケジュール（参考）

□：資料提出, △：ヒアリング

再処理施設		
代表設備	別紙1,2説明条文	10月
溶解施設 (溶解設備)	第4条：臨界 第10条：閉じ込め 第11条：火災等による損傷の防止 第38条：臨界拡大防止 第39条：蒸発乾固	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>■</p> <p>10/5</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>△</p> <p>10/11</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>共通09別紙、 第2Grの別紙1,2 の考え方を合 わせて説明。</p> </div> </div>
溶解施設 (代替可溶性中性子 吸収材供給系)	第38条：臨界拡大防止	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>■</p> <p>10/5</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>△</p> <p>10/11</p> </div> </div>
溶解施設 (重大事故時可溶性中性子 吸収材供給系)	第38条：臨界拡大防止	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>■</p> <p>10/5</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>△</p> <p>10/11</p> </div> </div>
放射性廃棄物の廃棄施設 (気体廃棄物の廃棄施設) (せん断処理・溶解廃ガス処理設備)	第10条：閉じ込め 第24条：廃棄施設 第38条：臨界拡大防止	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>■</p> <p>10/1</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>△</p> <p>10/14</p> </div> </div>
放射性廃棄物の廃棄施設 (気体廃棄物の廃棄施設) (廃ガス貯留設備)	第38条：臨界拡大防止	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>■</p> <p>10/1</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>△</p> <p>10/14</p> </div> </div>
安全冷却水系	第10条：閉じ込め 第19条：使用済燃料の貯蔵施設等	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>■</p> <p>10/5</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>△</p> <p>10/18</p> </div> </div>
代替安全冷却水系	第39条：蒸発乾固	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>■</p> <p>10/5</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>△</p> <p>10/18</p> </div> </div>

共通 09 別紙・別紙1,2ヒアリングスケジュール（参考）

□：資料提出，△：ヒアリング

再処理施設		
代表設備	別紙1,2説明条文	10月
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	第10条：閉じ込め 第19条：使用済燃料の貯蔵施設等 第42条：使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	■ 10/1 △ 10/21
計測制御系統施設 SA	第38条：臨界拡大防止 第47条：計装設備	□ 10/14 △ 10/21
放射性廃棄物の廃棄施設 （液体廃棄物の廃棄施設） SA	第10条：閉じ込め 第24条：廃棄施設 第39条：蒸発乾固 第40条：水素爆発	□ 10/14 △ 10/21
その他再処理設備の附属施設 （圧縮空気設備） SA	第40条：水素爆発	□ 10/14 △ 10/26
その他再処理設備の附属施設 （蒸気供給設備）	第10条：閉じ込め	□ 10/7 △ 10/26
その他再処理設備の附属施設 （電気設備） SA	第39条：蒸発乾固 第40条：水素爆発 第42条：使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 第46条：電源設備 第47条：計装設備 第48条：制御室 第49条：監視測定設備	□ 10/14 △ 10/26
その他再処理設備の附属施設 （火災防護設備）	第11条／第35条：火災等による損傷の防止	■ 10/1 △ 10/26

※代表設備以外は段階的に資料提出（10月7日、10月14日予定）

共通09別紙・別紙1,2ヒアリングスケジュール（参考）

□：資料提出，△：ヒアリング

MOX燃料加工施設			
代表設備	別紙1,2説明条文	9月	10月
(共通09 別紙2-1) 火災防護設備 ・窒素消火装置 ・二酸化炭素消火装置 ・グローブボックス消火装置	第11条：火災等による損傷の防止 第15条：材料及び構造 第29条：火災等による損傷の防止	■ 9/17	△ 10/14
(共通09 別紙2-4) 放射性廃棄物の廃棄施設 (気体廃棄物の廃棄設備) ・建屋排気設備 ・工程室排気設備 ・グローブボックス排気設備 ・窒素循環設備 ・外部放出抑制設備 [DB兼用範囲] ・代替グローブボックス排気設備 [DB兼用範囲]	第10条：閉じ込め 第15条：材料及び構造 第20条：廃棄施設 第23条：換気設備 第31条：材料及び構造 第33条：閉じ込め機能の喪失に対処するための設備	■ 9/17	△ 10/14
(共通09 別紙2-3) 放射性廃棄物の廃棄施設 (液体廃棄物の廃棄設備) ・低レベル廃液処理設備	第20条：廃棄施設	■ 9/17	△ 10/18

MOXにおける設備選定の状況について

【共通09 抜粋】

2. 設工認申請対象設備の選定

(1) 設工認申請対象設備の選定の考え方

- b. 基本設計方針の要求種別が機能要求②に関係する設備は、仕様表対象設備となり、それらには**機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものと、系統として技術基準への適合や基本設計を達成するものがある**ことから、**系統として安全機能（設計要件）を達成するものに対して、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りにより安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出**する。

設備	色塗り対象	説明方針	ご説明対象設備（代表設備）
加工施設本体 (生産工程) DB・SA	× ※機器単体で技術基準への適合性や基本設計を達成する設備	-	-
貯蔵施設 DB・SA			
気体廃棄物 SA	○	別紙2-4にて、対象機器等の抽出結果を提示。 なお、「代替グローブボックス排気設備」のうち、可搬型排風機等のSA専用系統については、設計中であるため、今後詳細化予定（※：別紙2-7）。	建屋排気設備，工程室排気設備，グローブボックス排気設備，窒素循環設備，外部放出抑制設備（DB兼用範囲），代替グローブボックス排気設備（DB兼用範囲）
放射線管理 SA	○	MOXにおいて、放射線管理設備は、DB設備及びSA設備は設計中であり、第3回申請以降の設備であることから、今後詳細化予定（※：別紙2-7）。	-
火災防護 DB	○	別紙2-1にて、対象機器等の抽出結果を提示。なお、再処理と共用する設備について、今後詳細化予定です（※：別紙2-7）。	窒素消火装置，二酸化炭素消火装置，グローブボックス消火装置
水供給 SA	○	現在設計中の設備であり、第3回申請以降の設備であることから、今後詳細化予定（※：別紙2-7）。	-

※今後詳細化予定の設備については、事業変更許可申請書等のエビデンスから設備リストに示す機器等を抽出。

第2Gr以降の申請対象で共通09に関係しない条文

- 第2Gr以降の申請対象で共通09に関係しない条文については、第1Gr申請対象の安全冷却水冷却塔、燃料加工建屋に係る基本設計方針として申請対象とすべき事項が含まれていないことを今回の申請に係るヒアリングとして説明する。
- 上記の別紙1, 2については、第2Gr以降の申請で申請対象となることから、第1Gr申請のヒアリングと並行して第2Grに向けた対応として説明を行う。
- 説明は代表となる条文を決めて説明する。